

指数（保育の調整基準）についてよくある質問

調整基準番号. 2、3 について

問 1 二世帯住宅ですが、同居の親族としてみなされますか？

答 1 入園選考においては、同住所(丁・番・号まで同一)の場合は同居とみなします。

調整基準番号. 5 について

問 2 入園申込をする子どもの育児休業を取得しています。育児休業中に、認可外保育施設など有償受託をした場合、調整基準番号5と14, 16は、同時に適用されますか？

答 2 調整基準番号5と14, 16については、重複適用されません。

入園申込をする子どもの育児休業を取得されている場合は、調整基準番号5のみ対象となります。

問 3 兄弟で同時に入園申込をします。現在下の子の育児休業を取得していますが、上の子も一緒に保護者が保育しています。上の子は調整基準番号5の加点対象となりますか？

答 3 加点対象とします。

問 4 保護者2人が同時に育児休業を取得している場合はそれぞれに加点されますか？

答 4 保護者の方が同時に育児休業を取得していても加点対象は一人（育児休業期間の終期が長い方）になります。

調整基準番号. 6 について

問 5 現在、第一子が認可保育園に在園しています。第二子の出産を控えており、出産後は育児休暇の取得を考えています。出産後に育児休暇を取得するので、第一子は一度退園し、改めて第二子と同時申込を考えています。調整基準番号6の加点対象となるために注意しなければならないことはありますか？

答 5 ご注意いただきたい点としては、下記①～③になります。

① 育児休業開始日より前（産後休業期間中）に、退園する必要があります。

② 退園の届出理由は「育児休暇を取得する」など、育児休暇を取得するために退園することが分かる様に記載ください。（「自己都合による」・「里帰り出産による」等の理由の場合、「育児休暇の取得による」ものとみなすことができない場合があります。）

③ 入園申込みをされる時に「入園(転園)申込書(第3面)(※育児休業欄)」の記入漏れのないようにご注意ください。※記載がないと加点されません。

調整基準番号. 8 について

問 6 保護者のそれぞれが、手帳を所持している場合、それぞれ加点対象となるのですか？

答 6 加点対象は保護者それぞれになります。

調整基準番号. 12 について

問 7 二世帯住宅ですが、同居の親族としてみなされますか？

答 7 入園選考では、同住所で丁・番・号まで同一の場合は同居とみなします。

調整基準番号. 13 について

問 8 4月入園申込を兄弟同時に行いました。4月1次選考の結果、兄弟ともに内定することができましたが、上の子は私立の幼稚園に通わせることにしたので、内定を辞退し、申込を取り下げることになりました。下の子はそのまま内定になりますか？

答 8 調整基準番号13は、申込児以外の兄弟姉妹が4月1日時点で認可保育園に在園中または、同時申込中の場合に限り加点しております。したがって、内定辞退し、申込を取り下げた場合は、調整基準番号13の加点を外し再選考します。調整基準番号13が外れたことで内定にならない場合は、内定取消となります。

問 9 令和5年4月入園の申込を11月21日までにを行う予定です。上の子が認可保育園の5歳児クラスに在園しています。上の子は、令和5年3月末で卒園となりますが、申込締切日時点では在園しているので調整基準 NO.13の加点対象になりますか？

答 9 申込締切日時点で在園されていても、入園希望月の4月1日時点で卒園されているので、調整基準 NO.13の加点対象となりません。

調整基準番号. 14 について

問10 認可外保育施設に有償で子どもを預けている場合、受託証明書を提出すれば“保育の調整基準番号14”は、必ず加点されますか？

答10 “保育の調整基準番号14”は、就労等の理由で保護者が保育にあたることができない時間と同程度の日数・時間を預けている場合に加点しています。内容によって加点対象外となる場合もあります。また、保護者の方が、申込児の育休中の場合は加点対象外となります。

問11 “認可外保育施設に有償で預けていることを常態としている”と記載されていますが、認可保育園の一時保育や定期利用保育は対象事業になりますか？

答11 一時保育や定期利用保育も対象事業になります。

問12 保育士の資格のある友人に子どもを有償受託した場合、ベビーシッターに預けているとみなされますか？

答12 世田谷区では有資格者だけで判断しておりません。在宅保育サービス業を生業とする者や事業者であることが前提となります。受託証明書を別添資料として「認可外保育施設設置届」をご提出ください。

問13 幼稚園で預かり保育を利用している場合はどうなりますか？

答13 受託証明書の受託時間が就労時間相当ある場合は、調整基準番号14の加点対象とします。

調整基準番号. 19 について

問14 認定区分を1号認定から2号認定に切り換え、引き続き同じ認定子ども園のみ利用希望をする場合は、受託証明書の提出が必要ですか？

問14 受託証明書の提出が必要になります。受託証明書の提出がない場合は加点対象となりません。また、希望園が2園以上ある場合も調整基準番号19の対象となりません。

調整基準番号. 20 について

問15 2歳までの認可外保育施設に子どもを預けています。4月に認可保育園を申込み場合“保育の調整基準番号20”の加点はありますか？

答15 “保育の調整基準番号20”の加点については、世田谷区で利用調整を行っている、年齢上限のある認可保育施設・事業のみとなりますので、加点はありません。